

1月31日(月)期限の申告書等について

郵送による提出の場合は、1月31日(月)必着にご協力をお願いします。

固定資産税に関する申告書

◎償却資産申告書

固定資産税の対象となる償却資産（無形減価償却資産を除く）の所有者は、1月1日現在の資産を1月31日(月)までに申告してください。（申告用紙が届いていない事業所は「ご連絡ください。」）

太陽光発電設備を所有されている法人または個人事業主は、償却資産の申告が必要です。また、10kW以上の発電規模を持つものは、住宅用のものであっても課税対象となりますので申告が必要です。

【番号の記載と本人確認の実施】

申告書などの書類を提出する際は、各書類にマイナンバー制度の個人番号・法人番号を記載する必要があります。

また、個人番号を記載した書類を提出する際は、成りすましを防止するため、個人番号・本人確認書類を提示していただくなどの本人確認措置が必要となります。

◎家屋異動申告書

令和3年1月から令和3年12月までの間に、家屋を取り壊された方や家屋の用途を変更された方は、「家屋異動申告書」を提出してください。

◎住宅用地申告書

令和3年1月から令和3年12月までの間に、土地を新たに住宅の用に供したり、住宅の用に供していた土地を住宅以外の用に供した場合など、住宅用地の利用状況に異動があった場合には、1月31日(月)までに「住

宅用地申告書」を提出してください。

また、住宅に係る家屋の用途を変更された場合も申告が必要です。

※償却資産とは、個人または法人で工場や商店、農業などを経営している方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、器具、備品など（土地・家屋を除く）のことです。毎年1月1日現在所有している償却資産について申告していただくこととなります。

【お問い合わせ先】

市税務課固定資産税担当（市役所1階） ☎32・2115 / FAX33・3401
Mail:koteishisanzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

個人住民税に関する報告書

◎給与支払報告書

給与の支払いをする事業所（者）は、令和3年中の給与所得その他必要な事項を「給与支払報告書」に記入し、給与の支払いを受けている方の令和4年1月1日現在の住所地の市町村に、1月31日(月)までに提出してください。

【お問い合わせ先】

市税務課市民税担当（市役所1階） ☎32・3821 / FAX33・3401
Mail:shiminzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

令和4年度市・県民税の申告について

【申告期間】 2月16日(水)から3月15日(火)まで
※土日・祝日除く。

【受付時間】 午前8時30分から午後5時まで

【申告会場】 市役所本庁舎4階大会議室

【注意事項】

① 医療費控除を申告される方については、「医療費控除の明細書【内訳書】」の添付が必要となります。あらかじめ、明細書をご準備いただいてから申告にお越しくください。

② 「青色申告」や「土地の譲渡」、「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金（保険年金）」、「雑損控除」等、申告いただく内容によっては本市会場で受付できない場合がございますので、「ご承知ください」。

③ 新型コロナウイルス感染症対策として、「会場内でのマスクの着用」や「会場入口等での検温や消毒」をお願いしています。

④ 申告会場では、混雑状況等により入場規制をさせていただく場合がありますので、ご承知ください。

【お問い合わせ先】

市税務課市民税担当（市役所1階） ☎32・3821 / FAX33・3401
Mail:shiminzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp